
各論

創1 一人ひとりが輝くために

分野全体を取り巻く状況

1990年代から急速に進展した少子高齢化、国際化、女性の社会進出等、大きく社会が変化する中で、市民一人ひとりが尊重され、また活躍することのできる社会の形成に取り組むことが重要です。

西東京市では、これまで人権や平和の啓発活動、外国籍市民への支援、男女平等社会の推進を通して、様々な人が暮らしやすい社会の形成に向けた取り組みを進めてきました。

今後、さらに進展する少子高齢化、国際化、女性の社会進出に対して、これまでの取り組みを継続すると共に、変化する社会状況に柔軟に対応し、取り組みを充実させていくことが必要です。

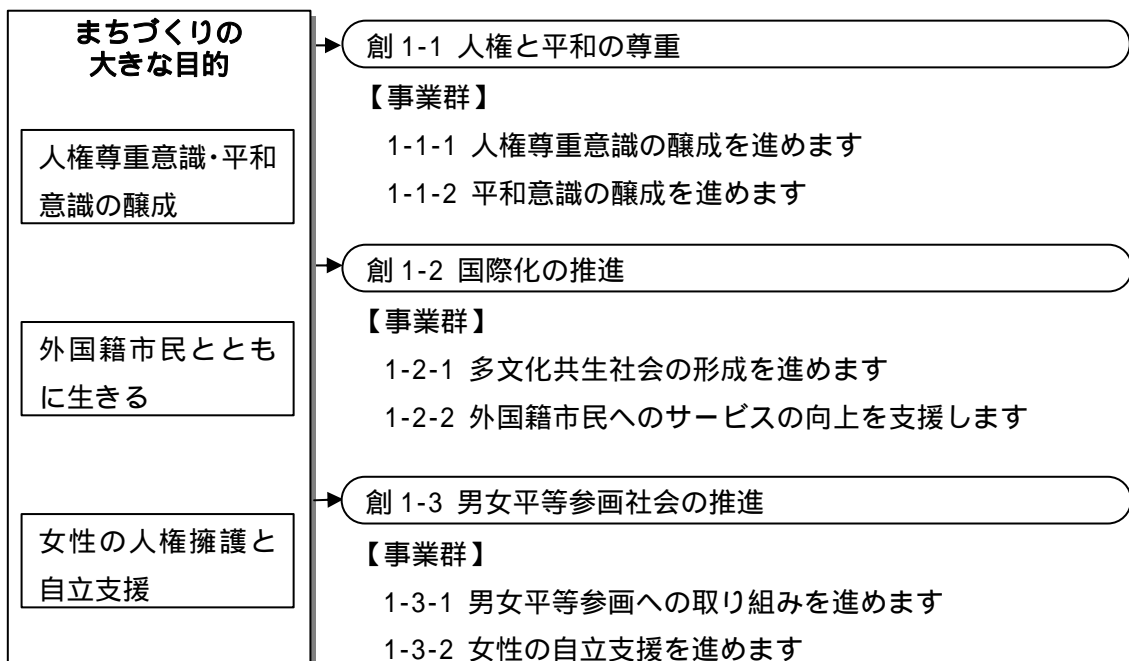
分野全体の目的

まちには、様々な人が暮らし、働き、学び、支えあい、様々な生活をおくっています。地域社会を支える市民一人一人は、それぞれ個性と可能性をもったかけがえない存在です。人種・国籍・性別・信条・社会的身分などで差別されることのない、人権が尊重される社会が実現されなければなりません。あわせて、男女平等については、その意識づくり、平等参画の促進等に努めていく必要があります。

また、一人ひとりが、地域を越えた「地球市民」として、多くの人とグローバルな問題に取り組んでいかなければなりません。

このため、平和を尊び、人権が尊重される社会を目指すと共に、国際理解を深め、多様な言語・文化的背景をもつ市民が暮らしやすいまちを築いていきます。

図表 1-1 創1 一人ひとりが輝くために～全体構成



施策を取り巻く現状

世界で多発する紛争、学校や職場における様々な人権問題など、現在の人権・平和を取り巻く状況は非常に多様化・複雑化しています。

西東京市では、平成 14 年 1 月 21 日に「非核・平和都市宣言」を宣言し、田無市と保谷市の合併時に「西東京市平和の日」を設置し、人権相談・人権啓発活動事業を行う等、積極的に平和・人権施策を行ってきました。

平和事業については、戦争から時が経つにつれて体験者が高齢化し、実体験として青少年への体験談の継承等が課題となっています。また、様々な場所で起こる人権問題について、その解決が求められています。

今後は、各関係機関と連携しながら人権・平和意識の醸成、普及活動を通して全ての人にとって住みよいまちを目指します。

施策全体の課題

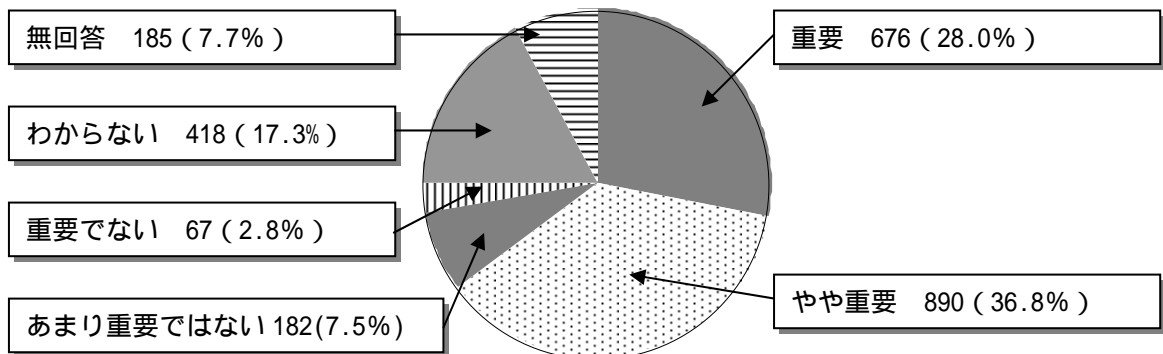
誰にとっても住みよいまちになるためには、子ども、高齢者、女性、外国人の人権が守られる地域社会である必要があります。そのため、現在進めている人権・平和に関する普及啓発活動を今後も続けていきます。

一方、多様化・複雑化した現状に対応していくためには、双方向のコミュニケーションが必要です。今後は、地域の様々な関係機関と連携をとることで、西東京市全体として取り組むことが非常に重要です。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 人権意識と平和意識の醸成の普及活動を通じて、全ての人にとって更に住みよいまちを目指す

図表 1-2 市民意識調査（平成 18 年 6 月実施）；人権・平和施策についての重要度



用語解説

非核・平和都市宣言：核兵器のない平和な世界を市民共通の願いとして広く世界に呼びかけるもので、市民参加によって策定され、平成 14 年 1 月 21 日に宣言された。

西東京市平和の日：昭和 20 年 4 月 12 日に、西東京市一帯が爆撃を受け、多くの人が犠牲となった。戦争の体験を風化させることなく、平和の意義を考えていこうという市民の声により定められた。

創 1 - 1 人権と平和の尊重の目標

平和を尊び、人権が尊重される社会をめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

創 1 - 1 - 1 人権尊重意識の醸成を進めます

- ・ 人権尊重意識が行政の様々な分野や市民生活のあらゆる場面で反映されるよう、人権啓発活動を推進します。
- ・ 東京都人権施策推進指針などに基づいて、学校教育を通じて、発達段階や実情に応じた人権教育を推進すると共に、様々な場所での学習機会を充実していきます。
- ・ 人権擁護委員や関係機関等との連携を図りながら、多様化する人権問題への対応、啓発活動などを進めていきます。

創 1 - 1 - 2 平和意識の醸成を進めます

- ・ 核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現を目指した「非核・平和都市宣言」に基づき、平和に関する啓発活動や学習活動を推進します。
- ・ 「西東京市平和の日」を中心に、戦争体験を風化させることなく、平和の意義を考えていくため、パネル展示などの啓発活動を進めていきます。
- ・ 戦争体験者が少なくなる中、戦争体験を次世代に継承するために、若い世代を対象とした啓発活動を進めていきます。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

施策を取り巻く現状

国際化が進む現在、日本への外国人入国者は増加の一途をたどっています。

西東京市でも、外国籍市民は平成 14 年度から平成 19 年度にかけて 21.2% 増加しています。こうした国際化の時代における多文化共生について、外国籍市民との交流や生活支援を通じて行っています。

平成 20 年度には子どもから高齢者まで多くの市民が国際理解を深め、また国際感覚を養い、日本人・外国人共に市民として社会に参画していくことを目的として、拠点の整備を行いました。

今後は、こうした拠点を十分に活用しながら、外国籍市民が地域でより多くの交流の機会を持ち、また、外国人自身が地域活動を通じて、地域に親しみを持って参画していけることを目指します。

施策全体の課題

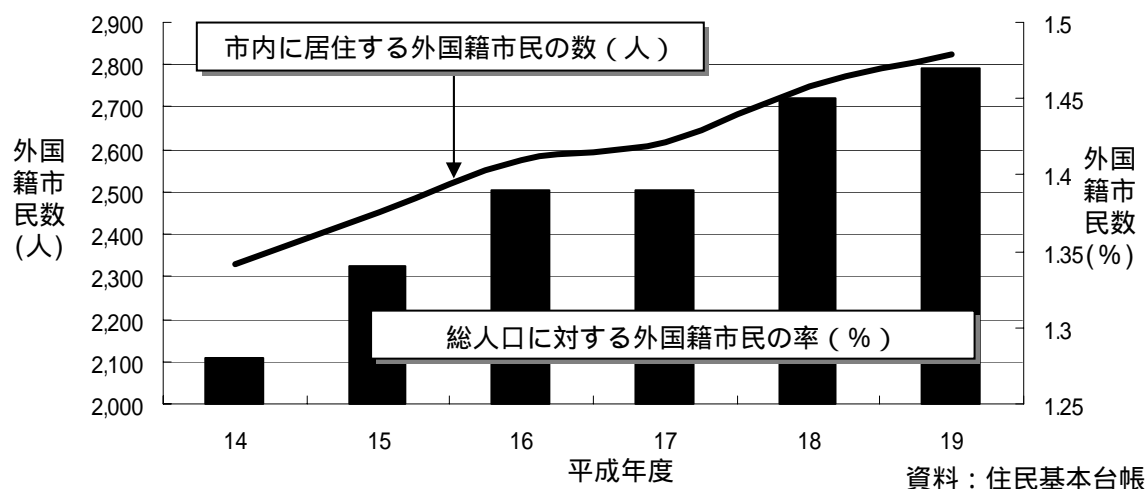
外国籍市民が、地域と交流し日本国籍市民と同様に社会に参画していくためには、様々な交流機会を設ける必要があります。西東京市多文化共生・国際交流センターや公民館等を中心に、外国籍市民が地域交流の場に参加するための環境を整備します。

更に、外国語の情報誌などを充実することで、外国籍市民が日本で生活をしていく上での情報を十分に取得し、情報不足による不自由を受けないよう、市民と協力して支援を続けていく必要があります。

施策実施に向けたキーワード

- ・ 西東京市多文化共生・国際交流センター、公民館活動等を通じた地域交流支援
- ・ 外国籍市民への情報提供による生活支援

図表 1-3 西東京市における外国籍市民の数



用語解説

西東京市多文化共生・国際交流センター：日本人・外国人共に市民として地域社会に参画する「多文化共生社会」の実現を目指し平成 17 年度に設立された。日本語講座や外国人相談、交流会などの事業を行っている。

創 1 - 2 国際化の推進の目標

国際交流を促進し市民の国際理解を深めるとともに、
外国籍市民も暮らしやすいまちをめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

創 1 - 2 - 1 多文化共生社会の形成を進めます

- ・ 国籍や文化背景などお互いの違いを認め合いつつ、同じ地域に暮らす住民として共に生きていく「多文化共生」社会の実現を目指し、取り組みを進めます。
- ・ 外国人と日本人との相互理解、相互学習を図るための事業の充実に取り組むと共に、地域の活動団体との連携を進めていきます。
- ・ 社会的に制約を受けやすい人の学習機会を整備・充実し、全ての人が地域で学びあうことの大切さを実感でき、より豊かな生活に向けた学習機会を提供します。
- ・ 日本や世界の文化・伝統に触れる機会を充実させ、日本人としてのアイデンティティを育てる教育を推進します。

創 1 - 2 - 2 外国籍市民へのサービスの向上を支援します

- ・ 外国語による便利帳やホームページ、各種パンフレット、案内表示の整備など外国語による情報提供（情報発信）の体制づくりを進めていきます。
- ・ 日本語習得の支援に関する学習や事業等に取り組む、地域の活動団体との連携を進めていきます。
- ・ 日常生活の支援と共に、災害時に関する支援等の体制づくりにも努めます。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

施策を取り巻く現状

平成 11 年 6 月に公布・施行された男女共同参画社会基本法に象徴されるように、男女が一人として社会のあらゆる分野に参画する社会の実現は、基本的人権の尊重に関わる重要な課題です。

西東京市では、男女平等参画社会の実現を目指し、情報誌の発行やフォーラムの開催などの啓発活動を行ってきました。また、女性の人権擁護に向けて、平成 14 年度には相談窓口を開設しました。

しかし一方で、平成 19 年度に実施した「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」からは、依然として職場での男女不平等や、女性に対する物理的・精神的暴力といった課題が明らかになっています。

今後、西東京市としては、これまでの取り組みを続けると共に、平成 20 年度に開館した男女平等推進センターを拠点に、相談体制・情報提供の充実や、交流機会の場を提供することで、男女平等参画社会の実現を目指します。

施策全体の課題

より充実した男女平等参画社会を実現するためには、関係機関と連携して総合的な支援を行う必要があります。

平成 20 年度に開館した男女平等推進センターを拠点に、女性相談窓口の専門化・高度化や情報提供の充実等を図る必要があります。

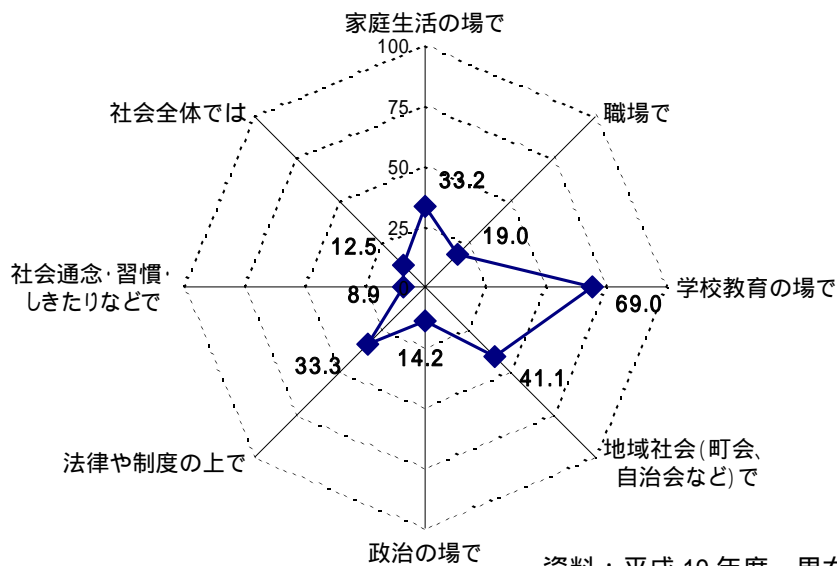
また、女性相談の受付や情報提供だけではなく、ドメスティック・バイオレンス(DV)の問題を含め、中長期的な視点に立った女性の自立支援についても取り組む必要があります。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 男女平等推進センターを中心とした活動の展開
- ・ 女性相談窓口の充実
- ・ 女性への中長期的な自立支援

図表 1-4 市民生活における男女平等を感じている人の割合

(100 で回答者全員が感じている状態)



資料：平成 19 年度 男女平等参画に関する西東京市民意識実態調査

創 1 - 3 男女平等参画社会の推進の目標

女性も男性もお互いに認めあい、対等なパートナーとして協力しあうことができる社会をめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

創 1 - 3 - 1 男女平等参画への取り組みを進めます

- ・ 「男女平等参画推進計画」に基づき、性別に関わりなく、一人ひとりが個性を発揮して、職場、家庭や地域社会等のあらゆる場に参画していくという、男女平等の意識づくりに取り組みます。
- ・ より多くの人々が考えるきっかけをつくるために、情報誌の発行やまつりの開催を行うと共に、男女平等推進センターを中心とした活動に取り組みます。
- ・ あらゆる場での男女平等が促進されるよう、子育てや介護などへの社会的支援体制を充実させるほか、雇用の分野において女性も男性も、能力を十分発揮できる環境整備を東京都などと連携して進めます。
- ・ 行政委員会や審議会など、市政への女性の参画を促進すると共に、地域・社会活動への男女平等参画を促進するよう、情報提供や市民活動への支援を充実します。

創 1 - 3 - 2 女性の自立支援を進めます

- ・ 各関係機関と連携して、女性の中長期的な自立支援を行う。
- ・ 女性の中長期的な自立支援の一環として、働き方などに関する講座を開催する。
- ・ 相談窓口の強化や情報提供に努める。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

他自治体での動向

- ・ 内閣府男女共同参画局は、男女共同参画基本計画（第2次）を平成17年12月に決定した。同計画では、平成32年度までに、指導的地位に女性が占める割合や女性のチャレンジ政策など12の重点分野それぞれに施策目標を掲げた。

用語解説

男女平等推進センター：都道府県、市町村等が自主的に設置している女性のための総合施設を指す。全国的に統一された名称ではなく、「女性センター」や「男女共同参画センター」などがある。男女平等推進センターでは「女性問題の解決」「女性の地位向上」「女性の社会参画」を目的とし、女性が抱える問題全般の情報提供、相談、研究などを実施しているところが多い。「配偶者暴力相談支援センター」に指定されている施設や配偶者からの暴力専門の相談窓口を設置している施設も存在する。(内閣府男女共同参画局 解説を引用)

ドメスティック・バイオレンス：夫婦間・パートナー間の暴力をドメスティック・バイオレンス(DV)という。身体的・精神的・経済的・性的暴力を含む。国会では、議員立法によって「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が平成13年度に施行されている。

創2 子どもがのびやかに育つために

分野全体を取り巻く状況

西東京市では、これまで子どもの権利を尊重し、子どもの主体的な社会との関わりを支援することで、子どもが社会に参画できるよう取り組んできました。また、子育て環境や教育環境の整備、充実を図ることで、子どもと親がのびのびと暮らすことのできる環境づくりを行ってきました。

近年問題となっている子ども、子ども同士、親の心のストレスは、地域、家庭、学校が共に向き合うことで解決をしなければならない課題です。

西東京市では、子どもの在住数が増加しており、地域と子どもの繋がりが希薄化しがちな現在、地域全体で子どもと子育てを支えていく必要があります。また、庁内でも、効果的な事業展開に向けて、組織横断的な仕組みづくりを進める必要があります。

分野全体の目的

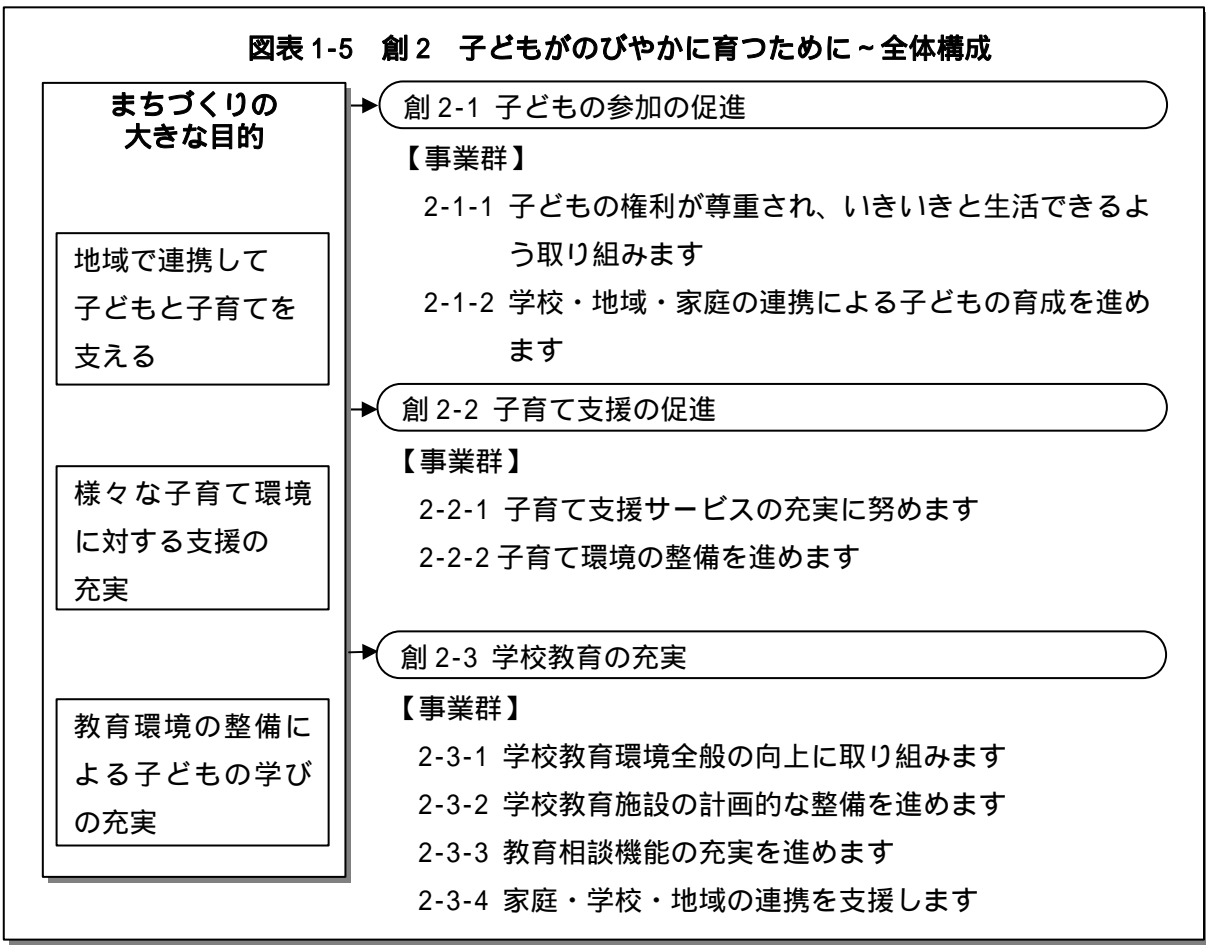
未来を担う子どもたちが、のびのびと育つために、子どもの権利を尊重すると共に、親が安心して子育てをできるための支援や、学校教育の充実が必要です。

そのため、子どもと同じ目線に立ち、一人ひとりの違いを認め、子どもたちが主体的に様々な活動に参加・参画して、自ら育つことのできる環境づくりを進めていきます。

また、子どもを安心して産み、健やかに育てられる環境づくりを、子どもの立場を踏まえながら進めると共に、子どもの遊び場である学校を活力と魅力あるものとし、一人ひとりの個性を尊重し、豊かな心あふれる人間形成を図る環境をつくっていきます。

あわせて地域と学校の連携を進め、家庭・学校・地域・行政が一体となって子どもの成長を支えていきます。

図表 1-5 創2 子どもがのびやかに育つために～全体構成



施策を取り巻く現状

少子高齢化や核家族化の進展、人口の流入出によって、特に都市部では地域と子どもの触れ合いが希薄化しています。西東京市では、平成元年11月に国際連合が採択した「子どもの権利に関する条約」に基づき、子ども自身が尊重される社会体制づくりに取り組んでいます。

これまで、子どもと地域の関係の希薄化による問題を未然に防止するため、子どもの権利保護を推進し、子ども家庭支援センターや児童館、学童クラブを利用した子どもの居場所づくりを進めてきました。

今後は、子どもの権利に関する条例の制定などの権利保護を進めると共に、半数以上の世帯が核家族世帯という実情を踏まえ、地域で子育てを支えることで、親の負担軽減や子どもが地域と触れ合う機会を充実していきます。こうした取り組みを通じて、子どもが地域でいきいきと育つ環境を整備していきます。

施策全体の課題

子どもがいきいきと育つためには、子どもが地域で育つ環境整備が必要です。

そのために、本市では子どもの権利に関する条例の制定を検討・実施し、子どものための相談窓口の充実に努めます。

更に子どもの育成を地域で見守るネットワークなどの仕組みを構築することで、多世代との交流を通じた子どもの地域への参加を推進していきます。また、医療機関・児童相談所・警察等と連携して、児童虐待の防止に努めることも重要です。

施策実施に向けたキーワード

- ・ 子どものための相談体制の充実
- ・ 児童館や公民館、学校などとの地域連携による子育て支援
- ・ 多世代との交流促進による地域参加

図表 1-6 14 歳以下人口数の変化見込み

平成年度	19	20	21	22	23	24	25
実数(人)	24,911	25,029	25,705	25,330	25,010	24,832	24,674
比率(%)	100.0	100.5	103.2	101.7	100.4	99.7	99.0

資料：平成 19 年度 西東京市人口推計調査

用語解説

子どもの権利に関する条約：1989 年に国連で採択された条約であり、正式名称を「児童の権利に関する条約」という。子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目指している。日本では平成 6 年 4 月に批准し、子どもの権利保護に取り組んでいる。自治体単位で制定するところも増えており、制定した札幌市では子ども議会の開催などに取り組んでいる。

創2-1 子ども参加の促進の目標

さまざまな場面において子どもの権利が尊重され、子どもたちが主体的に参画して育つことのできる環境を整えていきます。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

創2-1-1 子ども権利が尊重され、いきいきと生活できるよう取り組みます

- 子どもの権利を尊重する市民の意識を高めるため、子どもの権利の啓発活動を進めると共に、児童虐待など子どもの権利侵害に対する救済の仕組みづくりについて、相談体制の充実や関係機関との連携体制の確立を行っていきます。
- 子育て支援計画に基づき、子どもたちの健やかな成長と、家庭・地域における子育ての支援を図っていきます。
- 医療機関・児童相談所・警察等と連携して、子どもを見守る体制の構築を進めます。

創2-1-2 学校・地域・家庭の連携による子どもの育成を進めます

- 子どもが自ら考え、行動しながら成長できるよう、子ども参加を促進します。児童館や公民館などで、子どもが中心となって参加できる事業を充実していきます。
- 児童館については、建替えや改修を計画的に進めると共に、青少年の居場所となるような機能をもった施設として再構築を図ります。
- 地域社会での子どもの育ちを支援するために、キャンプやスポーツなどの野外活動の活性化や、地域における青少年活動団体・指導者の育成を図っていきます。
- いじめや非行をなくし、青少年が自他の生命を大切にするなど、社会の形成者として豊かに成長できるよう、関係機関と協力し、学校・家庭・地域との連携を密にしながら青少年の育成に努めます。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

他自治体での動向

・川崎市では2000年2月に「川崎市子どもの権利に関する条例」を「子どもの権利に係る市等の責務、人間としての大切な子どもの権利、家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障等について定めることにより、子どもの権利の保障を図ること」を目的として制定した。

施策を取り巻く現状

働く女性の増加や都心部を中心とした保育サービスの不足など、子育て支援の更なる充実が求められています。

西東京市では、これまで保育施設の整備、子ども家庭支援センターの設置、医療費助成制度の拡充など、子育てをしやすい環境づくりに積極的に取り組んできました。

子どもの人口がピークを迎える中、保育サービスの充実を求める声が市民意識調査などから明らかになっています。今後は、将来人口を見越した上で、保育施設の確保に努めると共に、子どもの安全の確保、更には、増加するひとり親家庭や障害児をもつ家庭への支援にも取り組んでいく必要があります。

こうした取り組みを通じて市全体として子育てをしやすい環境となることを目指します。

施策全体の課題

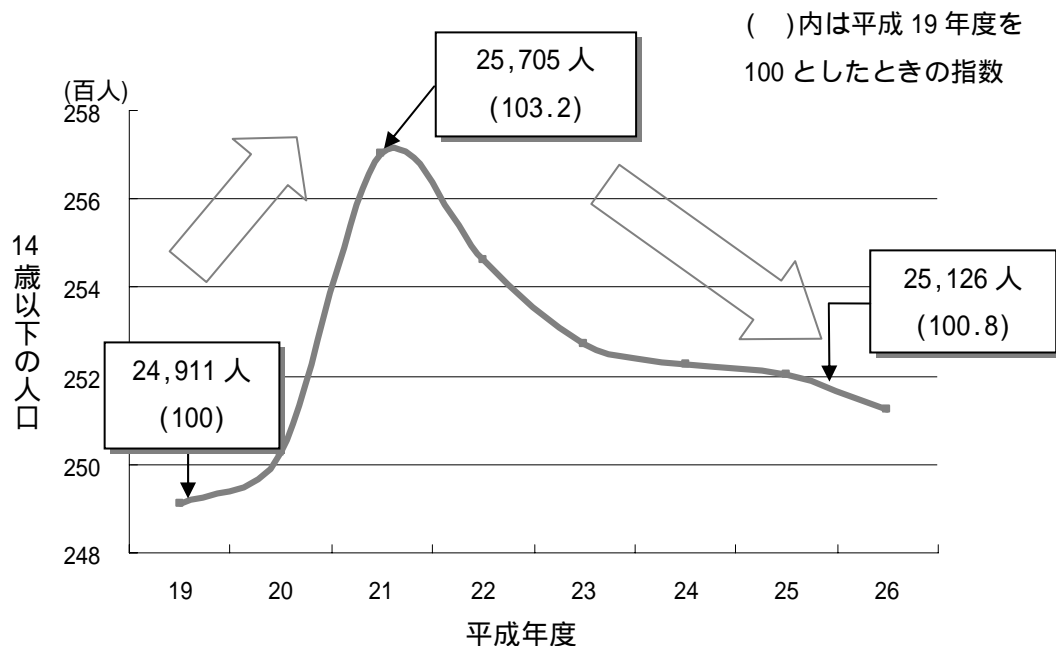
西東京市の子育ての環境を改善するためには、人口増加の見込みを踏まえた保育サービスや子どもの安全の確保を行う必要があります。更に、医療費助成など子育て家庭の経済的負担を軽減することで、子育てをしやすい環境を目指すことも必要です。

子育ての環境の中には、ひとり親家庭の増加や障害児をもつ家庭など、様々な事情が存在します。ひとり親家庭への支援や障害児をもつ家庭を地域で支える仕組み等にも取り組むことで、子育て環境全般の改善に努めます。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 将来人口を見越した保育サービスの確保（保育園・学童クラブ・児童館）
- ・ 障害児への子育て支援

図表 1-7 14歳以下の将来推計人口



資料：平成 19 年度 西東京市人口推計調査報告書

創2-2 子育て支援の促進の目標

子どもを安心して産み、健やかに育てられる環境づくりを進めます。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

創2-2-1 子育て支援サービスの充実に努めます

- ・ 子育てと仕事の両立などを支援するため、ファミリー・サポート・センターや病後児保育室を充実していきます。
- ・ 保育園を中心として、子育て相談や交流広場の展開など、総合的な子育て支援を進めます。
- ・ 子育てに関する学習や、親子ふれあい事業などを充実すると共に、地域の子育て活動団体の育成・支援をしていきます。
- ・ 子育て負担を軽減するため、乳幼児及び義務教育就学児医療費の助成を充実していくと共に、ひとり親家庭への自立に向けた適切な支援を行っていきます。

創2-2-2 子育て環境の整備を進めます

- ・ 保育園の建替えや大規模改修を計画的に進めると同時に、認証保育所事業に取り組み、待機児対策などの保育ニーズに対応していきます。
- ・ 保育園の評価と点検を行い、良質な保育サービスを提供するよう努めます。
- ・ 保育園ごとの機能の見直しを図り、地域における子育て支援の充実に図ると共に、多様な保育ニーズに的確に対応するため、保育園の運営について民間への委託を進めます。
- ・ 学童クラブの計画的な整備を進めると共に、事業の効率化とサービスの向上を図るため、民間活力の導入を推進します。
- ・ 障害のある就学児童・生徒の放課後の活動の場として、放課後対策事業に対する支援の拡大や地域交流を進めていきます。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

施策を取り巻く現状

子どもが楽しく、充実して学ぶために、多様化するライフスタイルや教育ニーズに応じた施策が求められています。

西東京市では、教育環境の改善に向けて、これまで特色ある学校づくりの実施や、情報基盤の整備、教育相談等を行ってきました。

また、子どもの将来人口を見越した上で、学校の適正規模・適正配置の調査研究や、老朽化した校舎等の改造を進めています。

しかし、市民意識調査によれば、子どもの教育環境への満足度は相対的に低く、社会問題化しているいじめ、不登校などへの対応も含めた充実が求められています。

今後は、これまでの取り組みを一層進めると共に、地域と連携して教育に携わることで、地域と交流しながら子どもが様々な場所で充実した教育を受けることができるよう努めることも必要です。

施策全体の課題

充実した教育環境のもと、子どもと学んでいくためには、将来人口を見越した学校の適正配置と、そうした配置を踏まえて老朽化した施設等の改修を行うことが必要です。

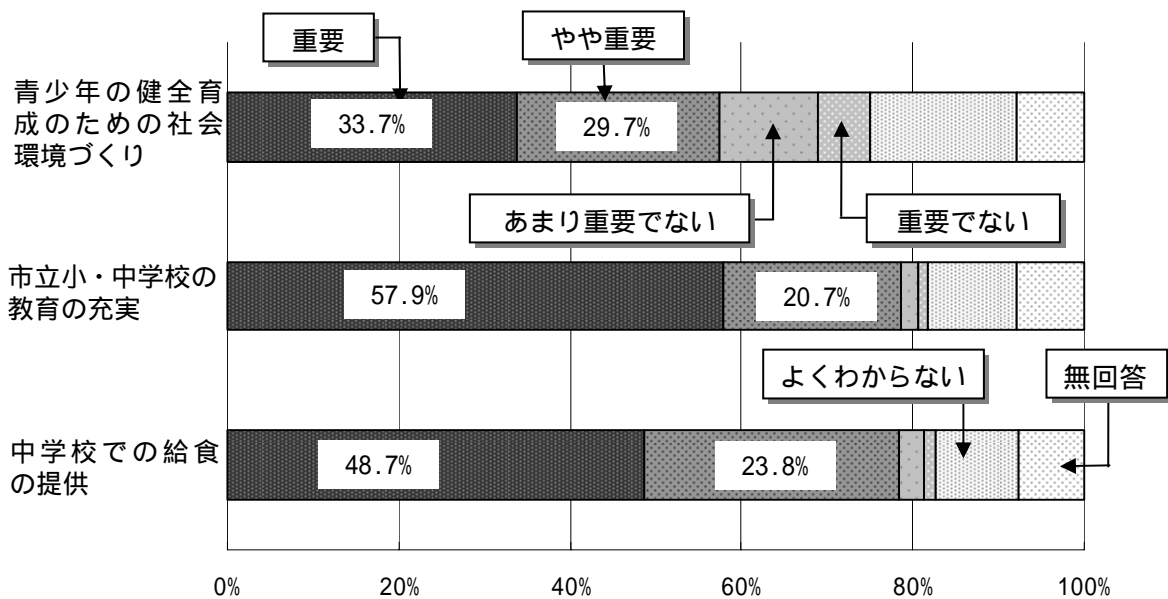
また、子どもの成長過程で生じる問題に対応するため、来所相談やスクールカウンセラーによる日常的な支援など相談機能の充実を図り、子どもと親の不安をやわらげる必要があります。

今後は、ボランティアによる下校指導などによって、地域とのつながりを持ちながら、より安心安全に、かつ、楽しく学べる環境を整備します。

施策実施に向けたキーワード

- ・ 適正配置を踏まえた施設等の整備
- ・ 子どもの成長と心のケアのための相談機能の充実
- ・ 地域と共に子どもを見守る仕組み

図表 1-8 市民意識調査 こども環境に対して感じている重要度



資料：平成 19 年度 西東京市市民意識調査

創 2 - 3 学校教育の充実の目標

一人ひとりが輝く、活力ある学校づくりをめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

創 2 - 3 - 1 学校教育環境全般の向上に取り組みます

- ・ 児童・生徒の確かな学力向上に向けて、きめ細やかな学習指導の実施、専門家や外国人等の外部講師の積極的な活用など、時代の流れに応じた教育を進めていきます。
- ・ 特色ある学校づくりを推進するため、特色ある教育課程の編成や情報教育などを進めていきます。
- ・ 教育情報センターの活用を図ると共に、普通教室等にもパソコンを整備し、児童・生徒の学習支援に努めながら、情報活用能力の育成を図ります。
- ・ 小学校給食では、子ども自身の健康を保ち、豊かな心を育てるために、地場野菜や学校農園で収穫した野菜の給食利用の継続や、給食ランチルームの整備などを図ると共に、給食調理の民間委託を進めていきます。中学校給食では、学校給食運営審議会の答申を踏まえ、庁内の横断的組織により、調査・研究を進めます。
- ・ 子どもが本に親しめるよう学校図書館専門員（司書及び司書教諭）の配置を継続していく取り組みを進めると共に、学校図書館が利用しやすく、活用されるよう整備していきます。
- ・ 障害のある児童・生徒の教育ニーズに応え、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸長する多様な教育を展開するよう努めていきます。

創 2 - 3 - 2 学校教育施設の計画的な整備を進めます

- ・ 児童・生徒数の中長期的な動向や、国や東京都の少人数学級への考え方などを踏まえ、学校の適正規模・適正配置の方針を定め、通学区域の見直しや学校統廃合についても検討を行います。
- ・ 快適な教育環境を確保するために、老朽化した校舎・体育館等の大規模改修など、教育施設の計画的な改修に努めます。

創 2 - 3 - 3 教育相談機能の充実を進めます

- ・ 子どもの性格や行動、精神や身体の悩み、いじめや不登校等の学校生活上の問題、保護者の子育てや親子関係の悩み等に対し、臨床心理士などによる専門性の高いカウンセリングや子どものプレイセラピーなどを行います。
- ・ 教育相談員が派遣されている小学校への東京都立学校スクールカウンセラーの配置を要請し、小・中学校全校へのスクールカウンセラーの配置を目指します。学校との連携を強化して、いじめや不登校、ひきこもり、集団不適應、非行等の予防・早期対応に努めます。
- ・ 庁内関係部及び学校・地域・その他の関係機関との相談機能ネットワークを活用して、多様化する相談に迅速かつ的確に対応できる体制を整え、子どもや保護者への支援を行います。
- ・ 不登校児童・生徒への対応として、教育相談センターでのカウンセリング及びスキップ教室（適応指導教室）での指導の充実を図ります。また、不登校対策委員会を中心に、小・中連携の強化を図って不登校未然防止に努めます。
- ・ 発達段階初期の乳幼児期から相談を受けると共に、障害児などの就学相談を適切に行うため関係機関とのより一層の協力・連携を図ります。

創 2 - 3 - 4 家庭・学校・地域の連携を支援します

- ・ 地域社会における教育力を高めると共に、児童・生徒の問題行動を未然に防止するために、家庭、地域と学校とのつながりを深める取り組みを進めます。
- ・ 運営連絡協議会を一層充実させ、地域住民の意見を積極的に取り入れるほか、特色ある教育に応じた地域教育協力者の積極的な活用を図るなど、学校への住民参画を推進します。
- ・ 地域住民に身近な施設としての学校開放を進め、児童・生徒を中心とした地域活動における多面的な活用を図ると共に、地域の生涯学習活動拠点としての機能の充実に努めます。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～（仮）

事業名	年次	性質	事業概要

他自治体での動向

・ 足立区では「足立区通学路一斉点検」として保護者と子どもで地域を回り、通学路の中で「危険な場所＝入りやすい場所＋見えにくい場所」を点検し、安全マップを作成したほか、交通安全の確認や、助けの求め方など親子で学ぶ機会を設けた。更に、地域住民と子どもの挨拶を促進し、地域で取り組む安全対策を継続して行っている。

用語解説

ボランティアによる下校指導: 登下校時の児童の安全を確保するために地域の住民が行う学校支援ボランティアのひとつ。文部科学省と警察庁が率先して取り組んでおり、取り組む自治体が増加している。安全確保の事例としては、登下校時に大人が通学路に立つ、安全マップを作成する等がある。

創3 豊かな学び、文化が息づくために

分野全体を取り巻く状況

ライフスタイルが多様化している現在、自らの生活を豊かにするために、積極的に新たな学習やスポーツ、芸術・文化活動に取り組むことは、社会に定着しています。

西東京市では、生涯学習活動を支援する場や情報、芸術・文化にふれあう機会を提供すると共に、近年の健康維持・美容のためのスポーツに対する関心の高さを受け、スポーツを行う場所の確保や機会の充実にも取り組んできました。

今後は、生涯学習やスポーツを通じた市民交流の活性化、健康づくりなどの支援を積極的に行うと共に、文化財についても、文化財を活用した事業を行うなど、文化財を通して歴史を学び、親しみを持てるような取り組みを行う必要があります。

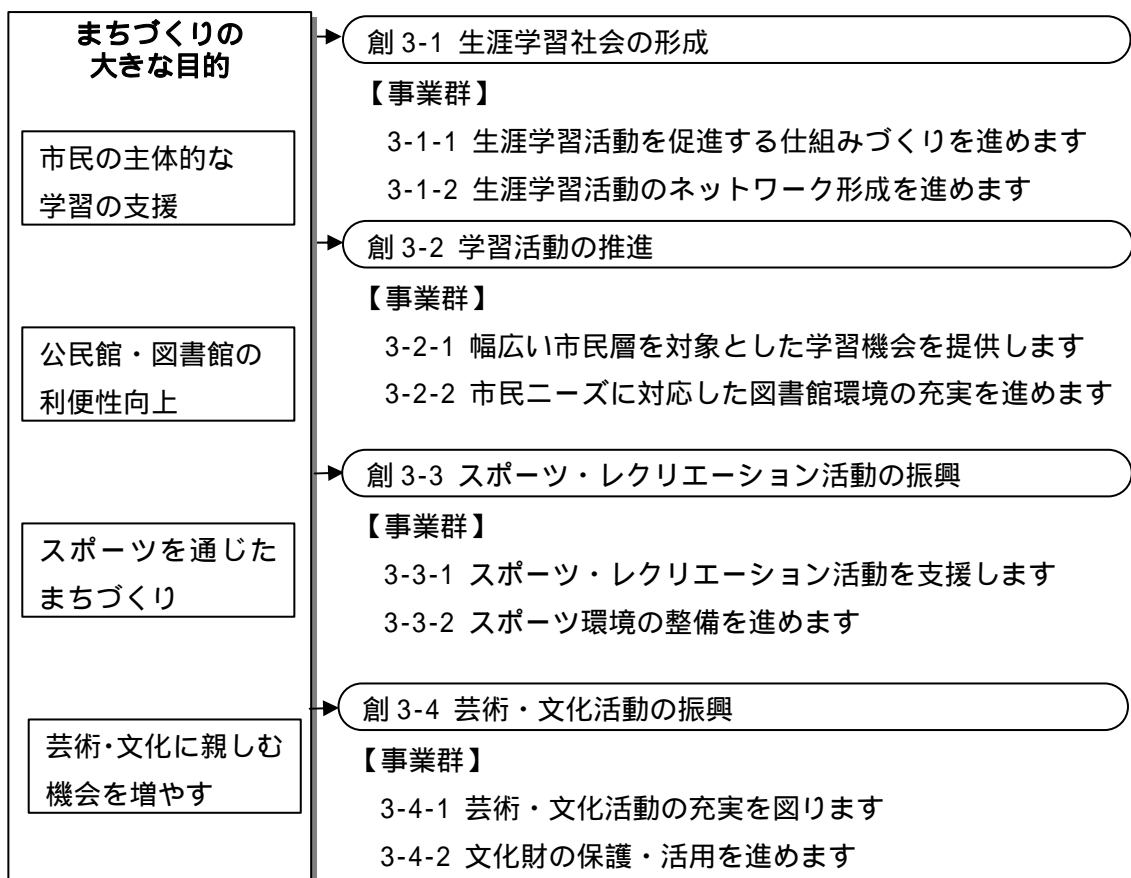
分野全体の目的

心の豊かさや生きがいを求め、市民の主体的で創造的な様々な活動が進められています。あらゆる人が生涯にわたって、身近な環境で、様々な文化や歴史にふれたり、学習活動やスポーツに親しんでいけるような取り組みが求められています。

このため、地域における自主的な学習活動を支援する場や、多様な学習機会の充実を図っていくと共に、それぞれの体力や技術などに応じてスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりを進めます。

また、ゆとりと潤いを実感できる芸術・文化活動を支援し、文化のまちづくりを進めていくと共に、郷土の歴史を物語る文化財を保護し、地域文化を大切にすまちを目指します。

図表 1-9 創3 豊かな学び・文化が息づくために～全体構成



施策を取り巻く現状

生涯学習は、人間が幼児期から高齢期に至るまで、生涯全てのステージにおいて主体的に学び続けることです。ライフスタイルが多様化する現代においては、市民が積極的に学習に取り組む機会を提供する必要があります。

西東京市では、平成 16 年 3 月に策定した西東京市生涯学習推進計画に基づき、生涯学習に関する事業を展開してきました。

しかし、市民意識調査によれば、生涯学習に対する市民の関心は高く、今後は情報提供の充実、学校、公民館等との連携により生涯学習の取り組みを広く周知しつつ、地域資源の活用を通して生涯学習を進めていく必要があります。

また、生涯学習をさらに発展させていくためには、市民や関係機関が連携し、学習を通じて地域に参加していくような仕組みづくりも必要です。

施策全体の課題

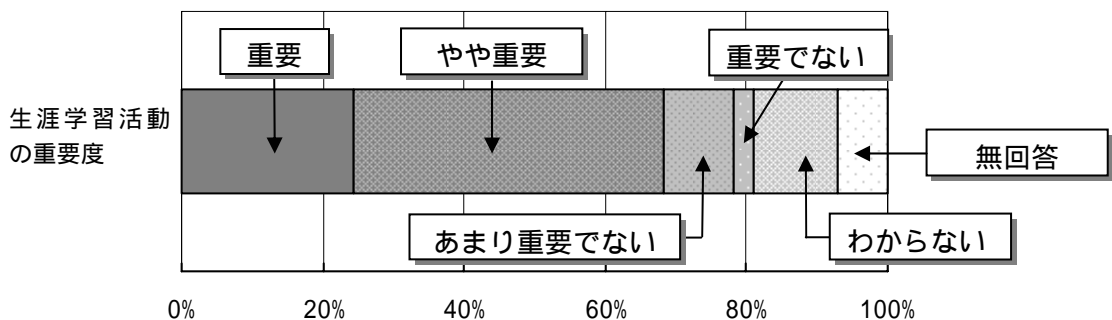
社会の環境変化に対応しつつ生涯学習の充実を図るためには、情報の提供を通じて生涯学習の取り組みを広く周知すると共に、市民一人ひとりが生涯学習の主役となるような仕組みづくりが必要です。

そのため、地域の様々な人を結びつけ、協働により地域学習を進めていく必要があります。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 生涯学習に関する情報発信の充実
- ・ 生涯学習を実施する拠点の整備
- ・ 市民の積極的な生涯学習活動への参加
- ・ 地域内ネットワークによる生涯学習の推進

図表 1-10 生涯学習活動に関する市民意識



資料:平成 19 年度 西東京市市民意識調査

他自治体での動向

- ・ 2006 年の教育基本法の改正に関して国民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならないとして生涯学習や家庭教育に関する条項を付け加えた。自治体には、家庭教育等についての振興義務が課せられている。

創3-1 生涯学習社会の形成の目標

市民一人ひとりが生涯にわたって、いつでも、どこでも、だれでも自由に学習することができるまちづくりをすすめます

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

創3-1-1 生涯学習活動を促進する仕組みづくりを進めます

- ・ 生涯学習推進計画に基づいて、体系的かつ全庁的に市民の学習活動を支援します。
- ・ 市民の自主運営による生涯学習活動やコミュニティ活動を、庁内組織の連携により、日常的に展開できるよう支援します。
- ・ 小学校を地域における生涯学習の拠点として位置付け、児童・生徒を中心とした学習・文化、スポーツ、体験事業等を学校施設開放運営協議会への委託により実施します。
- ・ 市民の学習ニーズに応えるため、事業や団体などの情報提供に努めます。

創3-1-2 生涯学習活動のネットワーク形成を進めます

- ・ 一人ひとりの学習活動の成果や習得した技能を生かした学びあいや教えあいの市民交流の機会づくりを進めます。
- ・ 文化・スポーツ等の様々な分野での専門的知識や技能をもつ地域人材の情報を把握し、ボランティア・市民活動センターとも連携しながら、学校や地域、各団体が積極的に活用できるような仕組みづくりを進めます。
- ・ 市民の主体的な学習機会の充実を図るため、武蔵野大学・早稲田大学や市内都立高校・私立高校と連携し、公開講座の企画や参加の仕組みづくりを進めると共に、NPO法人の学習活動の支援に努めます。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

施策を取り巻く現状

市民の主体的な学習への意識の高まりを支援する施設として、公民館、図書館があります。

公民館では、幅広い市民を対象とした学習機会の提供や、市民の自主的な活動やイベントに対する支援を実施し、自治会やサークルなどの地域コミュニティの拠点としての役割を担っています。

図書館では、市民ニーズに的確に応えた運営をめざした結果、利用環境については高い評価を得ています。市民一人あたりの利用冊数は平成 13 年度以降上昇しており、積極的な利用・学習意識がうかがえます。

今後は、公民館・図書館を市民にとって更に利用しやすい環境に整えていくために、サービス改善や運営主体の検討、地域コミュニティの拠点としての機能充実といった課題に取り組む必要があります。

施策全体の課題

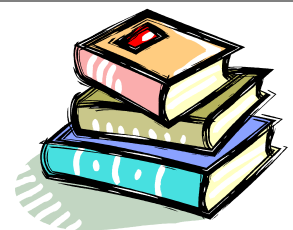
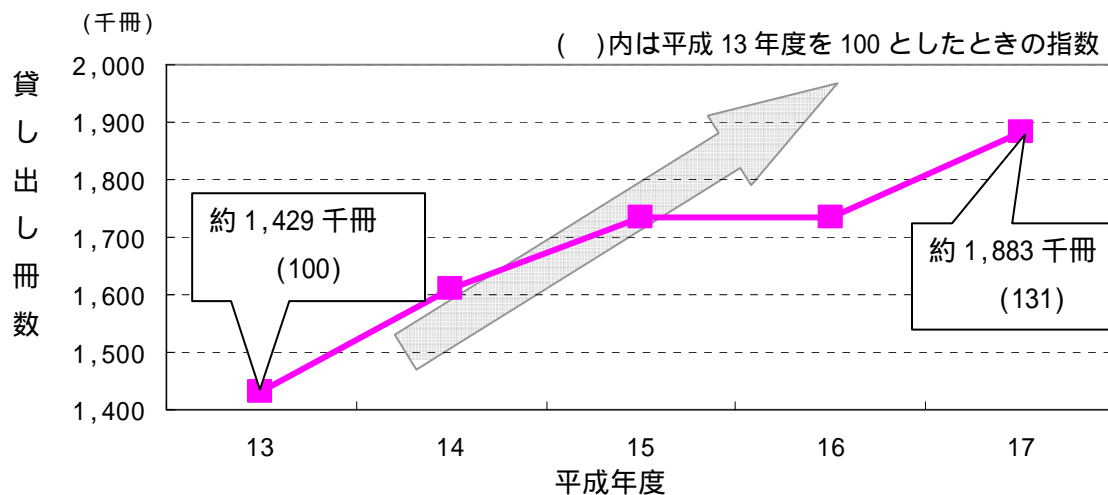
公民館・図書館が学習活動の場としての機能を十分に果たすためには、より利用しやすい環境への取り組みが必要です。

公民館における参加型体験学習事業の充実、図書館におけるレファレンスサービスの充実といった個別のサービス向上策と共に、それぞれ運営主体のあり方についても取り組む必要があります。こうした取り組みを通じて、公民館、図書館が市民に親しまれる学習活動・地域交流の場となるよう努めます。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 公民館・図書館のサービスの更なる充実
- ・ 公民館・図書館の市民交流の機能の充実
- ・ 市民主体の事業開催を支援

図表 1-11 西東京市立図書館の貸し出し冊数



創3-2 学習活動の推進の目標

市民の自主的学習活動を支援する場や多様な学習機会の充実をめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

創3-2-1 幅広い市民層を対象とした学習機会を提供します

- ・ 地域社会における市民の主体的な学習活動に応えるため、公民館主催事業や自主グループの企画を公民館事業として行います。また幅広い市民層を対象とした学習機会の提供や体験型の学習についても積極的に取り組んでいきます。
- ・ 地域コミュニティの活性化に向けて、利用団体の日常活動を支援します。また、サークル間の交流や市民同士が交流できる機会を積極的に提供することで、地域の生涯学習の拠点としての位置づけを確立します。
- ・ 家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習機会・情報提供等により支援します。
- ・ 市民が利用しやすい公民館に向けて、管理・運営方法等を検討すると共に、施設配置計画に基づく他施設との複合化など、新しい施設整備のあり方の検討や既存施設の老朽化に伴う計画的な改修を行っていきます。

創3-2-2 市民ニーズに対応した図書館環境の充実を進めます

- ・ 市民ニーズに的確に対応できるよう図書館資料の収集やレファレンスサービスの充実を図っていきます。中央図書館を中心としたネットワークを充実し、サービス向上に努めていきます。
- ・ 子どもの読書活動を通し、健やかな成長を図る取り組みを推進していきます。
- ・ 視覚障害者などへのサービスとして、録音図書や点字図書の充実に努めていきます。
- ・ 市民が利用しやすい図書館に向けて、管理・運営方法等を検討すると共に、施設配置計画に基づく他施設との複合化など、新しい施設整備のあり方の検討や既存施設の老朽化に伴う計画的な改修を行っていきます。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

施策を取り巻く現状

近年、健康維持や美容の観点から、スポーツ・レクリエーション活動への関心が非常に高まっています。西東京市では、スポーツセンターなどの施設運営や総合型スポーツクラブの設立を通じて、市民が生涯を通じて多様なスポーツを行う機会の充実に努めてきました。

一方、東京都では、平成25年度に多摩地域で国民体育大会を開催し、西東京市はバスケットボールの会場を提供する予定となっています。こうした、大規模なイベントの開催を契機に、更に市民がスポーツに親しむことのできる環境整備を進めていく必要があります。

また、スポーツに関する情報提供、関係機関との連携に努めると共に、平成19年12月にNPO法人化した体育協会などの地域におけるスポーツ活動の担い手の確保に取り組むことで、市民が主体となって日常的にスポーツに親しめる環境づくりを進めていく必要があります。

施策全体の課題

市民が日常的にスポーツ・レクリエーション活動に親しむためには、スポーツに触れあう機会を増やすことが必要です。そのために、スポーツ施設を確保すると共に、より効果的な施設、イベント運営体制についても検討する必要があります。

そのため、NPO法人化した体育協会や指定管理者などとスポーツを活かしたまちづくりの検討を進める必要があります。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 地域におけるスポーツ活動の担い手の確保
- ・ スポーツを通じたまちづくりの実施

図表 1-12 にしはらスポーツクラブ ホームページ

<http://www.nishiharasports.hs.plala.or.jp/>



用語解説

多摩国体：平成 25 年に多摩地域を中心として行われる国民体育大会を指す。都道府県対抗、各都道府県持ち回り方式で毎年開催されている。

創 3 - 3 スポーツ・レクリエーション活動の振興の目標

市民がそれぞれの体力や技術などに応じて、スポーツ・レクリエーション活動に親しめる機会・場所づくりをめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

創 3 - 3 - 1 スポーツ・レクリエーション活動を支援します

- ・ スポーツ振興計画に基づき、市民の生涯スポーツの推進を体系的に図り、だれもがスポーツに親しむことができる生涯スポーツの実現に向けて施策を推進します。
- ・ 指定管理者や体育協会等との更なる連携を取りながら、市全体のスポーツの有機的な振興を図り、体育施設の効率的な運用と新たな各種事業の展開を目指していきます。
- ・ 地域におけるスポーツ環境の整備充実を図るため、総合型地域スポーツクラブ「にしはらスポーツクラブ」を中心に、体育指導委員やスポーツリーダーなど指導者の確保・養成を図り、地域住民の生涯スポーツ拠点づくりを進めます。

創 3 - 3 - 2 スポーツ環境の整備を進めます

- ・ 市民の生涯スポーツ活動の多様なニーズに応えるため、スポーツ施設の整備充実を図っていきます。
- ・ 市民が利用しやすいスポーツ施設に向けて、施設の計画的な改修を行っていきます。
- ・ ひばりが丘団地の建替えに伴い、現在の野球場、サッカー場、テニスコートなどのスポーツ施設については、一体的な整備拡充を行い、都市再生機構と連携しながら総合的なスポーツ施設として整備していきます。
- ・ 平成 25 年に多摩地域を中心として開催される国民体育大会への取り組みを進めます。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要

施策を取り巻く現状

近年、まちの芸術・文化を活かしたまちづくりなどに注目が集まっています。

西東京市では、市民の文化交流への支援、障害のある人の創造・文化活動への支援、国際理解教育や異文化交流活動への支援などに取り組んできました。また、保谷こもれびホールやコール田無などを拠点に、芸術・文化振興も進めてきました。

西東京市は、こうした芸術・文化活動の拠点や、貴重な縄文時代の遺跡である下野谷遺跡などを有する、文化や歴史豊かなまちです。一方で、芸術・文化活動の担い手の確保や文化財保護など、今後の芸術・文化振興には課題も見受けられます。

そのため、これまでの取り組みを更に進めると共に、より多くの市民に芸術・文化に親しんでいただくことで、豊かな西東京市の芸術・文化振興に取り組んでいく必要があります。

施策全体の課題

芸術・文化にあふれ、豊かで潤いのある暮らしを実現するためには、芸術・文化活動への様々な参加の方法・手段を確保し、より多くの市民が触れ合う機会を設けることが必要です。更に、西東京市の伝統文化の継承や、文化財保護については、市民の理解と保護意識を高めることで支えていく必要があります。

今後は、芸術・文化活動、文化財保護全般で、子どもから大人まで多くの市民がふれあう機会の創出に取り組む必要があります。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 芸術・文化活動の推進
- ・ 芸術・文化活動への参加・理解の促進
- ・ 文化財の活用を通して市民が文化財にふれあう機会を創出し、保護する意識を高める

用語解説

保谷こもれびホール：コンサート・講演会ができるホールを有した本市の文化・芸術活動の拠点施設。平成 9 年度に完成し、平成 19 年度に 10 周年を迎えた。

コール田無：多目的ホール、音楽練習室、会議室などを有する多目的文化施設。

下野谷遺跡：市内で発見された遺跡の 1 つで、全国でも有数の縄文時代中期の大集落跡。下野谷遺跡は、遺跡の保存と活用を目的とした下野谷遺跡公園（平成 19 年 4 月開園）において再現されており当時の竪穴住居などを体験することができる。

創 3 - 4 芸術・文化活動の振興の目標

市民の芸術・文化活動を支援するとともに、郷土の歴史である文化財を保護し、地域文化を大切にすまをめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方向	指標設定の理由、目標の根拠

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

創 3 - 4 - 1 芸術・文化活動の充実を図ります

- ・ 保谷こもればホールやコール田無などを中心として、芸術・文化活動の充実に努めていきます。
- ・ 市民の芸術・文化の発表および交流の場である市民文化祭について、多くの市民の参加を促し、充実・発展を図ると共に、市民が主体的に行う芸術・文化活動への支援を行っていきます。
- ・ 市民の創造・文化活動の活性化を図るため、生活に身近な場所で活動や発表・交流ができるような環境を整えていきます。
- ・ 老朽化が進んでいる市民会館については、再構築を図るように検討していきます。

創 3 - 4 - 2 文化財の保護・活用を進めます

- ・ 郷土資料館において、市内の遺跡からの出土品や、民具・農具などの文化財資料の収集・整理・公開に努めます。
- ・ 市民にとって貴重な文化財である下野谷遺跡の保存とその活用に向けた取り組みを進めていくと共に、先人たちの生活を知る貴重な文化財についても、その保存や復元に努めていきます。
- ・ 文化財に関する資料の作成や講座等を実施し、郷土資料への理解、文化財保護への意識を高めていきます。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

事業名	年次	性質	事業概要